

宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給・申請要領

(クリーニング所、理容所及び美容所分)

令和8年5月1日

衛生管理課

第1 目的

光熱費や燃油代等の高騰の影響を受ける宮崎県内のクリーニング所、理容所及び美容所に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、サービス等の安定した提供を図る。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

1 事業者要件

- ① 宮崎県内において、クリーニング業法（昭和25年法律第207条）第5条の2の規定に基づく確認を受けているもの（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）及び理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく確認を受けているもの（出張業務のみを行う事業所を除く。）であること。
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方公共団体
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用してい

る者

ウ 法人の役員等がイに掲げる者のいずれかに該当する者

エ 県税に未納がないこと

オ 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

2 事業所要件

令和7年10月1日現在で、クリーニング業法、理容師法及び美容師法に基づく確認を受けており、かつ、申請日時点において営業しており、廃止又は休止していないこと。

ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までのいずれもサービス提供実績がない事業所は対象外とする。

第3 支援金の額

支援金の支給額は、次のとおりとする。

- ① クリーニング所 1施設当たり 53,000円
- ② 理容所 1施設当たり 24,000円
- ③ 美容所 1施設当たり 42,000円

第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする者は、令和8年5月15日から令和8年8月31日までに、原則として、電子により申請をしなければならない。また、やむを得ない事情により郵送で提出する場合は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金
申請書(クリーニング所、理容所及び美容所分)(別記様式第1号)
- ② 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金
請求書(クリーニング所、理容所及び美容所分)(別記様式第2号)
- ③ 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し
(※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状(別記様式第3号))
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第5 支援金の審査

県は、必要に応じて、申請した事業者に対し、資料の提出を求める等した上、提出のあった申請内容を審査する。

第6 支援金の支払

県は、第5の規定により、支援金を支給すべきと認めたときは、支給を決定し、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

第7 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第8 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める要件を満たさないことが判明した場合は、事業者は、県に支援金を全額返還しなければならない。

第9 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和8年5月15日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。